

議案第60号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等の食事の提供に関する基準を改める必要があるによる。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。